

# 学校における働き方改革取組方針

(令和5年度～令和7年度)



令和5年5月改定

江田島市教育委員会

## はじめに

学校における働き方改革については、本市においても喫緊の課題ととらえ、これまでに様々な取組を推進してきました。

しかしながら、学校を取り巻く環境はより一層大きく変化し、新型コロナウイルス感染症への対応も加わるなど、これまで以上に複雑化・多様化しており、教育現場は、それらへの適切な対応が求められています。

また、一人一人が生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造できるよう、主体的・対話的で深い学びを実現する教育も推進する必要があります。

これらの対応を進める中で、教員の業務は多様化し、拡大している状況があります。

このため、江田島市教育委員会においては、教員の児童生徒と向き合う時間の確保、働きがいの創出を目指し、教員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を実施してまいりました。

こうした取組により、一定の成果が見られる一方、依然として一部の教員において長時間勤務の状況が見られ、さらなる改善が必要であると考えます。

これまでの取組を見直すとともに、教員一人一人が持っている力を最大限に発揮し、生き生きと教育活動に取り組むことのできる環境を整えていくために、保護者や地域の方々の理解も得ながら学校等と密に連携を図り、今後も引き続き、学校における働き方改革を推進してまいります。

江田島市教育委員会教育長 岡田 學

## 1 改定に当たって

### (1) 改定に至るまで

平成31年1月、文部科学省において、時間外勤務の上限目安を原則月45時間、年360時間とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。

本ガイドラインに基づき、本市では、令和元年8月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「方針」という。）を策定し、「児童生徒と向き合う時間<sup>※1</sup>の確保」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。

その後、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の一部改正を受け、令和2年1月には、ガイドラインを法的根拠のある指針に格上げする形で、文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められた。

この指針では、教育委員会が講ずべき措置として、所管に属する学校の教員<sup>※2</sup>の在校等時間の上限に関する方針を定めることが規定された。

これらの国の動きや県の動向を踏まえ、本市においても「江田島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」において在校等時間の上限を定めたことから、令和2年8月に方針の改定を行い、取組期間や目標を再設定して取組を推進している。

※1 授業・授業準備・教材研究・部活動・個別指導など、児童生徒等の指導に関係のある業務に従事する時間

※2 給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員

### (2) 改定の趣旨

令和2年8月に改定した方針は、令和4年度末までを取組期間としており、改定から一定の期間が経過したことを受け、方針を見直すこととした。

方針の見直しに当たっては、前回の方針(令和2年8月改定)において、目標・成果指標を教員の「児童生徒と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」の2点としたことを踏まえて、成果や課題を整理した。

今後、令和7年度までの3か年を計画期間とする「学校における働き方改革取組方針(令和5年5月改定)」を定め、教員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教員一人一人の働き方に対する意識を醸成するなど、教育委員会と学校が連携し、保護者や地域の理解・協力を得ながら、本指針に示す様々な取組を総合的に進めていくものとする。

## 2 本市の学校における働き方改革の現状

### (1) 令和2年度から令和4年度の期間に設定した目標・成果指針

#### ア「児童生徒と向き合う時間の確保」

児童生徒と向き合う時間を確保されていると感じる教員の割合が85%以上となることを目指す。

#### イ「超過勤務の縮減」

在校等時間<sup>※3</sup>から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする<sup>※4</sup>。

※3 次の(ア)及び(イ)に掲げる時間から(ウ)及び(エ)に掲げる時間を除いた時間

(ア) 校内に在籍している時間

(イ) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

(ウ) 正規の勤務時間(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号)第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

(エ) 休憩時間

※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合においても、「1年について720時間以下」、「1か月について100時間未満」、「1年のうち1か月において45時間を超える月数について6か月以下」及び「連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下」とする。

### (2) 取組内容

各年度において、以下のとおり主な取組を実施し、学校の業務改善に係る様々な取組を進めてきた。

また、各学校において、学校における働き方改革の推進体制を整備し、定期的なアンケートによる現状分析を踏まえた業務改善策の検討・実施に取り組んできた。

平成29年度から	校務支援システム導入により指導要録の電子データ化等を実施
平成30年度から	部活動休養日の設定、夏季一斉閉庁日の設定を実施
令和元年度から	県費スクール・サポート・スタッフ等の配置、学校の実態に応じた様々な業務を担う市費講師の配置、管理職のマネジメントスキルの向上に向けた研修を実施
令和3年度から	冬季一斉閉庁日の設定、出勤簿の電子化を実施
令和4年度から	通知文の電子化、市費ICT支援員及び部活動指導員の配置を実施

### (3) 目標・成果指針の達成状況

#### ア「児童生徒と向き合う時間の確保」

##### 【児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じた教員の割合】

	小学校	中学校
令和元年度	71.4%	75.6%
令和4年度	87.1%	71.4%
令和元年度からの増減	15.7%	▲4.2%

※調査対象教員…指導教諭，教諭，講師，養護教諭，栄養教諭

#### イ「超過勤務の縮減」

##### 【教員の時間外勤務の年間平均時間】

	小学校	中学校
令和元年度	568時間24分	658時間00分
令和4年度	480時間12分	590時間36分
令和元年度からの増減	▲88時間12分	▲67時間24分

##### 【月45時間超教員の割合】

	小学校	中学校
令和元年度	59.7%	75.0%
令和4年度	36.8%	61.7%
令和元年度からの増減	▲22.9%	▲13.3%

※調査対象教員…勤務時間が7時間45分かつ対象年度に12か月間勤務した指導教諭，教諭，養護教諭

### (4) 成果と課題

「児童生徒と向き合う時間の確保」については，児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合を85%以上にするという目標に対して，小学校は達成したが，中学校は達成していない。

「超過勤務の縮減」については，教員の時間外勤務の年間平均時間について，小学校，中学校とも65時間以上減少したものの年間360時間以内という目標達成には至らなかった。

月45時間超教員の割合についても，小学校，中学校とも10%以上減少したものの，全教員が目標を達成することはできなかった。

取組内容に示した様々な取組により，教員の「児童生徒と向き合う時間の

確保」が進むとともに、「超過勤務の縮減」が推進され、時間外勤務が減少したことは一定の成果であると捉える。

しかし、教員1人1人の時間外勤務の実態を見ると月当たりの時間外勤務が約80時間以上の者が小学校、中学校とも約10%おり、一部の職員がオーバーワークの状況となっている。（参考資料の図3）

それらの要因として、以下の点が挙げられる。

- 身近な学校として、保護者や地域からの期待値が高く、業務の質・量ともに教員の負担が大きい。
- 特定の教員に業務量の多い校務分掌が集中しているなど、業務量に見合う校内の執行体制が十分に整っていない。
- 通常業務に加えて、時期的に集中する業務がある。
- 部活動顧問が複数配置されている場合でも、指導業務の平準化が図られていない。
- 学校における組織マネジメントの推進が、十分に図られているとはいえない。
- 管理職による教員の勤務時間の適正な管理や、超過勤務の縮減に向けた働きかけが十分とはいえない。

これらのことから、全教員が目標の達成までに及ばなかった状況を踏まえ、今後も市全体としての取組及び個々に応じた改善策を推進していく必要がある。

### 3 令和5年度以降の目指す姿及び方向性

#### (1) 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、個別最適な学び及び協働的な学び等を推進する学校体制を構築し、限られた時間の中で、教員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

#### (2) 江田島市教育委員会及び江田島市立学校の役割

##### ア 江田島市教育委員会

本方針を基に、江田島市立学校における教職員の働き方改革に向けた取組を検討・実施するとともに、市長部局や関係機関等との連携を図る。

##### イ 江田島市立学校

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、本方針に基づき、教職員の共通理解を図った上で、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

## 4 期間・目標

### (1) 期間

令和5年度～令和7年度

### (2) 目標・成果指標

学校全体の働き方改革を進めることとするが、目標・成果指標としては、教員の「児童生徒と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」について、設定する。

#### ア「児童生徒と向き合う時間の確保」

児童生徒と向き合う時間を確保されていると感じる教員の割合が85%以上となることを目指す。

#### イ「超過勤務の縮減」

在校等時間<sup>\*3</sup>から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする<sup>\*4</sup>。

## 5 取組

前記の目標を達成するために、引き続き、次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- (1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- (2) 部活動指導に係る教員の負担軽減
- (3) 学校における組織マネジメントの確立
- (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

### (1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### ア 校務支援システム等ICTの活用促進

生徒の学籍，出欠，成績，保健などの情報を統合的に管理する校務支援システムについて，一層の効率的な運用を図る。また，ICT機器を活用した業務の効率化について，検討を進める。

#### イ 各種計画，事業，調査・照会等の見直し

- ・学校が作成する各種計画や江田島市教育委員会が実施する各種事業，調査・照会等を見直し，精選や簡素化を図る。
- ・新たな業務を付加する場合には，過度な負担とならないよう配慮する。

## ウ 研修の見直し等

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進める。

## エ 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・指導案等の共有化を進めるとともに、全市的な教材・指導案等の共有の仕組みづくりができるよう更に検討を進める。

## オ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒を取り巻く様々な課題等に対応するため、県費スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を進めるとともに、子育て支援センター等専門機関との連携を充実させる。

## カ 市費による教職員等の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

- ・学習指導及び生徒指導の充実を図るための学校講師の配置
- ・特別支援教育の推進を図るための学習支援講師の配置
- ・ICT活用推進のためのICT支援員の配置
- ・環境整備等を行う学校業務員の配置
- ・スクール・サポート・スタッフの配置（県費スクール・サポート・スタッフ配置校以外に対して）

## キ 学校・教員が担う業務の整理，家庭・地域との連携の推進

- ・学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。
- ・部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）など、学校が地域社会と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進め、特に、学校において保護者や地域住民等の理解・協力を得る必要がある取組については、学校・家庭・地域の適切な役割分担について共通認識を図る。

## （２）部活動指導に係る教員の負担軽減

### ア「中学校部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

- ・江田島市教育委員会が策定した方針を踏まえ、学校において策定した部活動方針に基づき、部活動休養日や活動時間の徹底を図る。また、特定



の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。

- ・校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

#### イ 外部人材を活用した取組

- ・専門的な技術指導ができる外部指導者の活用を検討し、リストの作成を行う。
- ・部活動の指導、引率等を行う部活動指導員の活用など運営体制の充実に向けた取組を進める。

#### ウ 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。

#### エ 効果的な練習方法等の研修へ参加

県が主催する研修会に積極的に参加させる。

### (3) 学校における組織マネジメントの確立

#### ア 学校における勤務時間管理の徹底

- ・教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、平成27年4月から運用開始した「入退校時間管理システム」により、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。
- ・管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に努める。また、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。

#### イ 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

- ・学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。
- ・校内の推進体制を整備した上で、PDCAサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。また、新たな取組を行う場合は、既存の取組について目的や意義、取組内容等の見直しを行う。
- ・教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。

- ・管理職がリーダーシップを発揮し、校内で開催する会議等について、精選や開催回数の縮減に努めるとともに、会議時間を最小限にするなど、業務の適正化に向けた運用を徹底する。また、学校行事、各種業務等の優先順位を決め、精選・省力化を図るなど、組織全体が効率的かつ効果的に機能するよう取り組む。

#### ウ マネジメント研修の充実

教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に教職員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図る。

#### エ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

### (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

#### ア 働き方・時間管理の意識改革

- ・教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、超過勤務の縮減に向けた時間管理の意識改革に取り組む。また、働き方改革に集中的に取り組む期間を設定するなど、教員一人一人のメリハリある働き方やワーク・ライフ・バランスの実現を図るための取組の実施について検討する。
- ・管理職は、教職員との日常的なコミュニケーションや自己申告に基づく目標管理の面談等の機会を通して、働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教職員の働き方に対する意識の醸成を図る。

#### イ 一斉閉庁期間の設定

- ・8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。
- ・冬季休業中の2日間を冬季一斉閉庁日とする。
- ・一斉閉庁の期間等について、学校の実態等を踏まえながら検討する。

#### ウ 学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

## エ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、江田島市教育委員会主催の研修や校内研修の充実を図る。

## 6 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

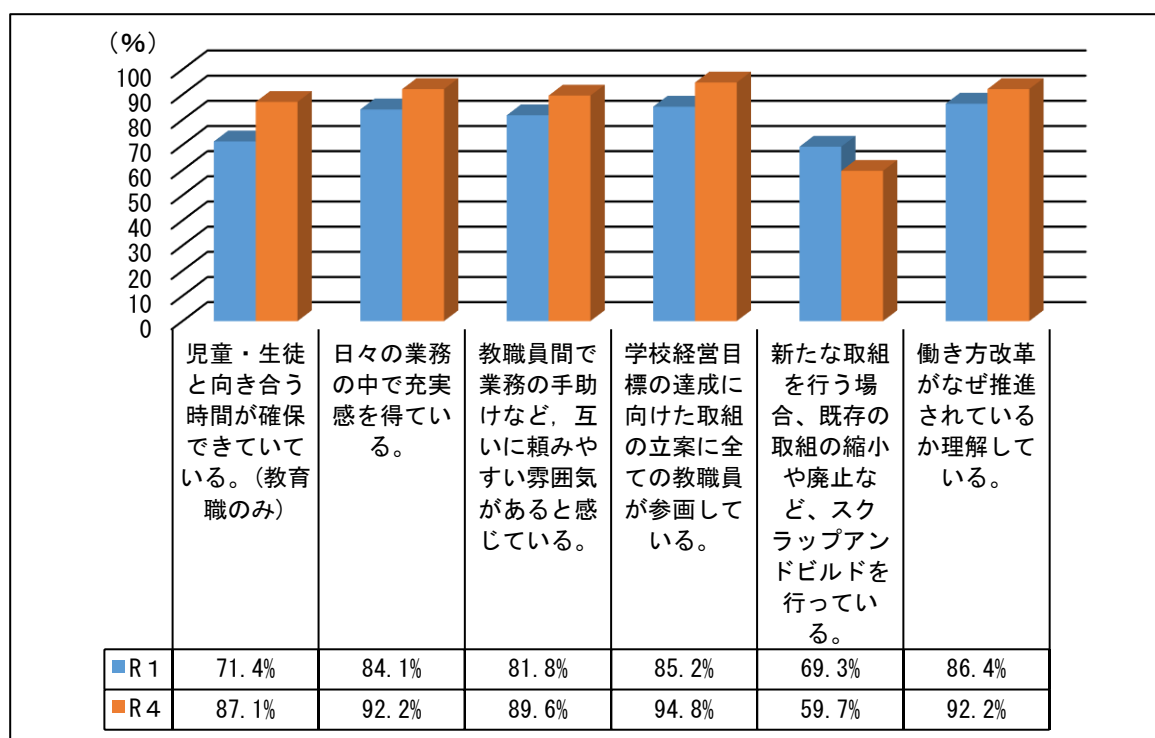
## 【参考資料】アンケート調査結果

令和4年9月末の状況について教職員を対象にアンケート調査を実施し、令和元年の調査結果（令和元年6月末の状況）と比較した結果を掲載する。

### 1 意識調査

意識調査において、令和元年の調査結果と比較すると、小学校においては、「児童生徒と向き合う時間が確保できている」、「日々の業務の中で充実感を得ている」、「互いに頼みやすい雰囲気がある」、「取組の立案にすべての教職員が参画している」、「働き方改革について理解している」の項目については、肯定的評価の割合が増加した。

図1 【江田島市小学校教職員を対象とした働き方改革に係る意識調査】

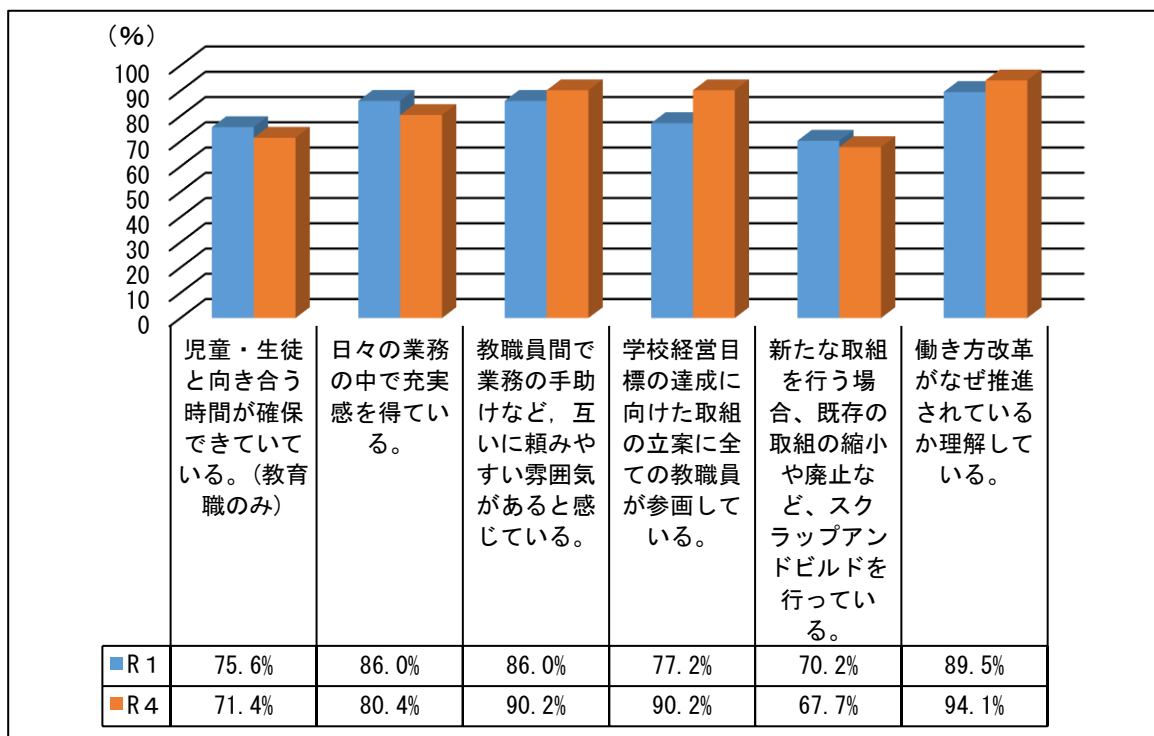


※教育職は、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭とする。

中学校においては、「互いに頼みやすい雰囲気がある」、「取組の立案にすべての教職員が参画している」、「働き方改革について理解している」の項目については、肯定的評価の割合が増加したが、「児童生徒と向き合う時間が確保できている」、「日々の業務の中で充実感を得ている」については減少した。

また、小学校、中学校とも、スクラップアンドビルドを行っているについては、前回より肯定的評価の割合が減少した。

図2 【江田島市中学校教職員を対象とした働き方改革に係る意識調査】



※教育職は、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭とする。

## 2 労働時間に係る調査

労働時間に係る調査において、令和元年の調査結果と比較すると、小学校において、月当たりの時間外勤務が約80時間以上の者の割合は、14.3%から9.7%と減少した。また、教員の1週間当たりの時間外・持ち帰りの時間数は、18.7時間から16.9時間に減少した。

中学校において、月当たりの時間外勤務が約80時間以上の者の割合は、26.7%から9.5%と大きく減少した。

また、教員の1週間当たりの時間外・持ち帰りの時間数は、20時間から18.9時間に減少した。

図3

【月当たりの時間外勤務が約80時間以上の者の割合】

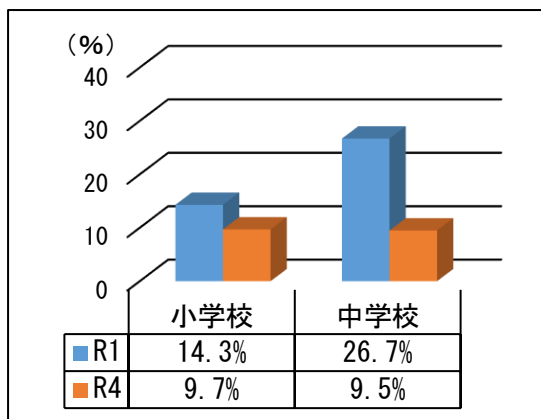


図4

【教員の1週間当たりの時間外・持ち帰りの時間数】

